

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 279.0 ha	<p>中原区上小田中1丁目地内において、箇所番号51を廃止する。            中原区下小田中3丁目地内において、箇所番号98を廃止する。            高津区末長4丁目地内において、箇所番号215を廃止する。            高津区野川地内において、箇所番号244を廃止する。            高津区北見方2丁目地内において、箇所番号328を廃止する。            高津区下作延5丁目地内において、箇所番号367を廃止する。            高津区久末地内において、箇所番号395を廃止する。            宮前区犬蔵2丁目地内において、箇所番号111を廃止する。            宮前区小台2丁目地内において、箇所番号144を廃止する。            宮前区小台2丁目地内において、箇所番号145を廃止する。            宮前区菅生4丁目地内において、箇所番号223を廃止する。            宮前区野川地内において、箇所番号323を廃止する。            宮前区野川地内において、箇所番号324を廃止する。            宮前区野川地内において、箇所番号363を廃止する。            宮前区野川地内において、箇所番号412を廃止する。            宮前区野川地内において、箇所番号448を廃止する。            宮前区初山2丁目地内において、箇所番号475を廃止する。            宮前区東有馬1丁目地内において、箇所番号506を廃止する。            宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号615を廃止する。            宮前区宮前平1丁目地内において、箇所番号644を廃止する。            宮前区梶ヶ谷地内において、箇所番号658を廃止する。            宮前区東有馬1丁目地内において、箇所番号721を廃止する。            宮前区東有馬1丁目地内において、箇所番号722を廃止する。            宮前区神木2丁目地内において、箇所番号774を廃止する。            多摩区生田1丁目地内において、箇所番号1を廃止する。            多摩区生田1丁目地内において、箇所番号11を廃止する。            多摩区生田2丁目地内において、箇所番号21を廃止する。            多摩区生田2丁目地内において、箇所番号22を廃止する。            多摩区栗谷2丁目地内において、箇所番号50を廃止する。            多摩区栗谷2丁目地内において、箇所番号55を廃止する。            多摩区栗谷2丁目地内において、箇所番号56を廃止する。            多摩区菅北浦2丁目地内において、箇所番号137を廃止する。            多摩区西生田3丁目地内において、箇所番号321を廃止する。            多摩区登戸地内において、箇所番号336を廃止する。            多摩区南生田1丁目地内において、箇所番号394を廃止する。            多摩区南生田1丁目地内において、箇所番号396を廃止する。            多摩区南生田2丁目地内において、箇所番号401を廃止する。</p>

面 積	備 考
約 279.0 ha	<p>多摩区南生田3丁目地内において、箇所番号422を廃止する。  多摩区长尾4丁目地内において、箇所番号475を廃止する。  多摩区长沢4丁目地内において、箇所番号495を廃止する。  多摩区堰3丁目地内において、箇所番号524を廃止する。  多摩区堰3丁目地内において、箇所番号525を廃止する。  麻生区王禅寺西6丁目地内において、箇所番号1を廃止する。  麻生区片平2丁目地内において、箇所番号51を廃止する。  麻生区金程3丁目地内において、箇所番号73を廃止する。  麻生区上麻生4丁目地内において、箇所番号97を廃止する。  麻生区向原1丁目地内において、箇所番号322を廃止する。  麻生区王禅寺東6丁目地内において、箇所番号335を廃止する。  麻生区片平3丁目地内において、箇所番号369を廃止する。  中原区下小田中3丁目地内において、箇所番号166を縮小する。  中原区下小田中6丁目地内において、箇所番号169を縮小する。  高津区上作延地内において、箇所番号36を縮小する。  高津区下作延5丁目地内において、箇所番号111を縮小する。  高津区上作延地内において、箇所番号357を縮小する。  高津区久未地内において、箇所番号394を縮小する。  宮前区有馬6丁目地内において、箇所番号51を縮小する。  宮前区菅生4丁目地内において、箇所番号220を縮小する。  宮前区平3丁目地内において、箇所番号255を縮小する。  宮前区野川地内において、箇所番号349を縮小する。  宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号607を縮小する。  宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号608を縮小する。  多摩区南生田1丁目地内において、箇所番号398を縮小する。  麻生区高石3丁目地内において、箇所番号237を縮小する。  麻生区栗木3丁目地内において、箇所番号384を縮小する。  麻生区栗木3丁目地内において、箇所番号393を縮小する。  麻生区栗木3丁目地内において、箇所番号395を縮小する。  多摩区生田3丁目地内において、箇所番号24を拡大及び縮小する。  幸区南加瀬5丁目地内において、箇所番号8を拡大する。  中原区中丸子地内において、箇所番号157を拡大する。  宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号614を拡大する。  多摩区生田2丁目地内において、箇所番号18を拡大する。  多摩区西生田5丁目地内において、箇所番号326を拡大する。  多摩区柘形2丁目地内において、箇所番号372を拡大する。  麻生区片平1丁目地内において、箇所番号426を拡大する。  高津区宇奈根地内において、箇所番号407を追加する。  宮前区有馬6丁目地内において、箇所番号801を追加する。</p>

面 積	備 考
	宮前区水沢 2 丁目地内において、箇所番号 8 0 2 を追加する。 多摩区菅北浦 1 丁目地内において、箇所番号 5 8 2 を追加する。 多摩区长沢 1 丁目地内において、箇所番号 5 8 3 を追加する。 多摩区生田 3 丁目地内において、箇所番号 5 8 4 を追加する。 麻生区高石 2 丁目地内において、箇所番号 4 5 1 を追加する。 麻生区千代ヶ丘 9 丁目地内において、箇所番号 4 5 2 を追加する。
	合計箇所数 1,783

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成20年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、農地の保全と活用として基本施策の一つに位置付けられており、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、「農」のあるまちづくりをめざすこととしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の追加及び区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、保育園や道路などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。